

平成 28 年度（2016 年度）

## 事業報告書

平成 28 年 4 月 1 日から

平成 29 年 3 月 31 日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

## 第1章 はじめに

国際海運では早くから自由の原則が確立され、船の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍をリベリア、パナマ、カンボジアなどの国（便宜置籍国）に置き、コスト削減を図るようになりました。

船の安全規制は、国際条約に基づき、船が船籍を置く国が第一義的責任を負っています。しかし、初期の便宜置籍国は条約で定められた安全・環境保護規制に十分な能力を持たず、便宜置籍国の船が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船の安全性を確認する必要があるとの認識を持ち、Port State Control（PSC；寄港国検査）と呼ぶ立入検査で確認しようとした。ただし、PSCの実施には次のような問題がありました。

1. 近隣の港湾間で、不適切な競争を招く恐れがある。例えば、A港が厳しく、隣接するB港が安易なPSCを行えば、船はB港に流れる。
2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査されれば円滑な運航ができない。

これらを解決するには、一定地域において統一的手法でPSCを行うとともに、ある港のPSCで優良船と判定されれば一定期間は近隣港ではPSCを行わない等、一定地域での国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982年にパリで「PSCに関する地域協力に関する覚書(Memorandum of Understanding)」(パリMOU)を採択しました。パリMOUにより欧州ではPSCが組織的に実施されるようになり、国際基準を満足しない船（サブスタンダード船）が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関（IMO）は、パリMOUの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「PSCに関する地域協力の促進に関する総会決議」を1991年に採択しました。これを受け、日本がイニシアチブをとり1993年に東京で「アジア太平洋地域におけるPSCの地域協力に関する覚書」(東京MOU)が採択されました。現在、日本、中国、韓国、オーストラリア等の20の国・地域が東京MOUのメンバーになっています。

PSCの地域協力を実効あるものとするには、PSCに関する統一的手法、情報共有化、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的手法の徹底や情報システムの円滑な運用には、PSC関係職員に対する研修やセミナーが必要になります。

本財団は、東京MOUメンバー間の意見調整などを円滑に実施できるようにするMOU事務局事業と各国PSC関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京MOUにより多くの国が参加できるように日本の民間資金を活用し各国の資金負担を軽減しています。

## 第2章 事業報告

### 1. MOU事務局事業

- 1) 東京 MOU には各国の PSC 当局が加盟しており、PSC 当局責任者の会合である PSC 委員会をほぼ毎年 1 回各国持ち回りで開催しています。本財団は、PSC 委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書の委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。
- 2) 本年度は 2016 年 10 月 17～20 日、オーストラリアで第 27 回 PSC 委員会を開催しました。当該 PSC 委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。
  - ① 2017 年 9 月 8 日に発効するバラスト水管理条約を、域内 PSC 協力の対象条約に追加することを承認した。
  - ② バラスト水管理条約に関する PSC ガイドライン作成のための作業部会を設置することに合意し、日本が同作業部会のリーダーとなった。
  - ③ サモアから申請のあったオブザーバー加入を承認した。
  - ④ 海事労働条約（MLC）の 2014 年改正及び民事責任条約（CLC）に関する PSC ガイドラインを承認した。
  - ⑤ 2018 年集中検査のテーマを MARPOL 条約附属書 VI（大気汚染）とすることが合意された。
  - ⑥ 岡田氏から久保田氏への事務局長の交代を承認した。前事務局長の岡田氏には、長年の貢献を称え名誉事務局長の称号を贈ることを決定した。
  - ⑦ 次回会合について、ロシアにおいて 2017 年 9 月に開催することとした。



第 27 回 PSC 委員会：オーストラリア

- 3) 次回の PSC 委員会までの間、インターネットを通じた作業部会が設置されますが、本財団はメーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、円滑に作業部会が進捗するよう支援しました。
- 4) 2016 年 5 月 23～27 日にノルウェーで開催されたパリ MOU 政府間会合に出席し、集中検査の実施、データ交換等について協議しました。また、同年 7 月 18～22 日に英国で開催された IMO 条約等実施小委員会に出席し、東京 MOU

の活動状況等を報告するとともに他の地域 PSC 組織との情報交換を行いました。さらに、同年 9 月 14・15 日にカナダで開催されたパリ MOU・東京 MOU 合同 PSC 関係閣僚会合ハイレベル準備会に出席し、来年 5 月の同閣僚会合で採択予定の閣僚宣言について協議しました。

- 5) 同年 5 月 10 日、東京 MOU の 2015 年の活動状況を取りまとめた **Annual Report 2015** を公表しました。同 Report には PSC 委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が行った PSC 検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別の格付等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を取り公表しています。
- 6) 同年 9 月 1 日～11 月 30 日に、「貨物の固縛方法」に関する集中検査を実施しました。東京 MOU が質問票を作成し、黒海、インド洋及び南米 PSC 地域組織も同じ質問票を使い集中検査を実施しました。
- 7) PSC 委員会で決定した基本方針に基づき PSC 標準マニュアルの改訂作業を進め、同年 7 月 16 日及び 12 月 14 日に各国へ改訂版を送付しました。また、同年 12 月 23 日、「船員の資格訓練当直基準に関する条約 (STCW)」の 2010 年改正の発効 (2017 年 1 月 1 日) に当たり、無用な混乱を防止するため、当該改正に関する経過措置を解説した **Note of Attention** を各国に回章しました。
- 8) 2016 年の PSC 検査データについて、2017 年 4 月下旬～5 月上旬に公表すべく分析を進めました。その概要は次のとおりですが、詳細データを別添 1 に示しています。
  - ① 入域船舶数は前年に比べ 0.6%増加しましたが、個別船検査隻数も 1.4%増加し、検査率は 2015 年 70%から 2016 年 71%に若干増加しました。
  - ② 航行停止処分率は、2015 年 3.67%から 2016 年 3.44%に減少しました。
  - ③ ブラックリスト掲載国は前年から 2 カ国減少し 10 カ国、グレイは前年から 3 カ国増加し 20 カ国、ホワイトは前年比 2 カ国減少し 34 カ国となりました。
- 9) 旗国の評価をするために毎年公表しているブラックーグレイーホワイトリストに関する評価手法について、パリ MOU で見直し作業が進められることになったため、当財団としても新たな評価手法について統計学専門家と共同研究を進めました。

## 2. 研修事業

- 1) アジア太平洋地域内で統一的に PSC を実施するため、本財団は PSC 職員に対する研修やセミナーを企画、実施しています。研修等の計画は、PSC 委員会の意見等を聞き 5 年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。
- 2) 加盟国の要請により下記の専門家派遣を実施し、本財団は専門家等の派遣費用を負担しました。
  - ① 2016 年 5 月 2～6 日、オーストラリアからパプア・ニューギニアへ専門家 2 名を派遣、実務的研修（講義及び船上実習）を実施し、11 名の研修生が参加しました。
  - ② 同年 5 月 30 日～6 月 3 日、ニュージーランドからマレーシアへ専門家 2 名を派遣、実務的研修（講義及び船上実習）を実施し、14 名の研修生が参加しました。
  - ③ 同年 6 月 1・2 日、中国へ当財団から職員 1 名を派遣し、PSC に関する最近の状況、新検査制度の実施状況、データ入力方法等について講義を行いました。
  - ④ 同年 6 月 21～24 日、シンガポールからタイへ専門家 2 名を派遣、海事労働条約（MLC）に関する研修を実施し、48 名の研修生が参加しました。
  - ⑤ 同年 11 月 14～25 日、韓国からフィリピンへ専門家 2 名を派遣、実務的研修（講義及び船上実習）を実施し、14 名の研修生が参加しました。
  - ⑥ 同年 11 月 28 日～12 月 2 日、日本からペルーへ専門家 2 名を派遣し、実務的研修（講義及び船上実習）を実施し、26 名の研修生が参加しました。
  - ⑦ 同年 11 月 28 日～12 月 2 日、日本からフィジーへ専門家 2 名を派遣し、実務的研修（講義及び船上実習）を実施し、9 名の研修生が参加しました。
- 3) 同年 7 月 18～22 日、インドネシアでセミナーを国際海事機関（IMO）と共同開催しました。「貨物固縛方法」に関する集中検査ガイドライン、バラスト水管理条約等に関する講義、旗国から抗議があった事案等に関する事例研究などを行い、21 カ国・地域から 29 名が参加しました。本財団は開催費用の大半及び域内途上国参加者 10 名の旅費等、IMO は開催費用の一部を負担しました。
- 4) 同年 8 月 22 日～9 月 16 日、日本で総合研修を実施しました。前半 2 週間は横浜で講義を行い、その後 10 か所の地方運輸局で船上実習を行いました。域内 13 カ国・地域、域外 8 カ国から合計 21 名が参加しました。本財団は域内途上国からの参加者 9 名の旅費等、IMO は域外からの参加者 7 名の旅費等を負担しました。
- 5) 同年 11 月 5～16 日、イランでインド洋 PSC 地域組織の研修（講義及び船上実習）が行われ、オーストラリアから 2 名、チリから 1 名、中国から 1 名の専門家及び当財団職員 1 名を派遣しました。当該研修には、42 名の研修生が参加しました。専門家等の派遣費用は、インド洋 PSC 地域組織及び IMO が負担し

ました。

- 6) 2017年2月19日～3月2日、オマーンで中東PSC地域組織の研修（講義及び船上実習）が行われ、チリから1名、中国から1名、日本から1名、ニュージーランドから1名の専門家及び当財団職員1名を派遣しました。当該研修には、12名の研修生が参加しました。専門家等も派遣費用については、日本財団からの助成を受けました。また、中東PSC地域組織以外からの出席者5名については、IMOが旅費を負担しました。
- 7) 東京MOU域内PSCの調和を促進するために検査官交流を行っており、本年度は4件の検査官交流（豪州・ロシア→日本（2016年5月24日～6月3日）、香港・ニュージーランド→チリ（同年6月13～24日）、チリ・日本→インドネシア（同年11月28日～12月9日）、フィジー→香港（2017年2月13～24日））を実施しました。



日本での総合研修（講義及び船上実習）



インドネシアでのセミナー



オマーンでの研修

### 第3章 管理業務

#### 1. 理事会及び評議員会

本年度の理事会及び評議員会の開催状況は、次のとおりです。

- 1) 第10回理事会：2016年5月26日、議題＝平成27年度事業報告及び決算報告、定時評議員会の開催、職務執行状況
- 2) 第6回評議員会：2016年6月15日、議題＝役員を選任、退職する評議員及び役員に対する退職慰労金の支給、平成27年度事業報告及び決算報告、評議員の選任に関する報告
- 3) 第11回理事会（書面）：2016年6月15日、議題＝理事長及び専務理事の選定及び報酬、顧問の選任及び報酬
- 4) 第12回理事会：2017年3月16日、平成29年度事業計画及び予算、評議員選定委員会の開催、職務執行状況

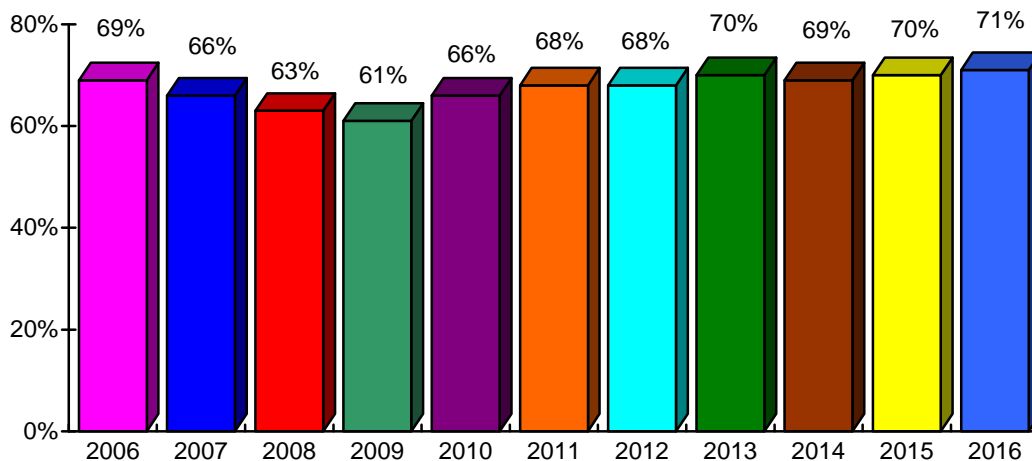
#### 2. 事務局組織

2016年度末の本財団組織図は、別添2のとおりです。

#### 3. 財産等

- 1) 2016年度末の基本財産は5千万円であり、長期国債で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金（2016年度末簿価：約22億73百万円）は、各種債券、公社債投信及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- 2) 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。

## 東京 MOU 域内の検査率

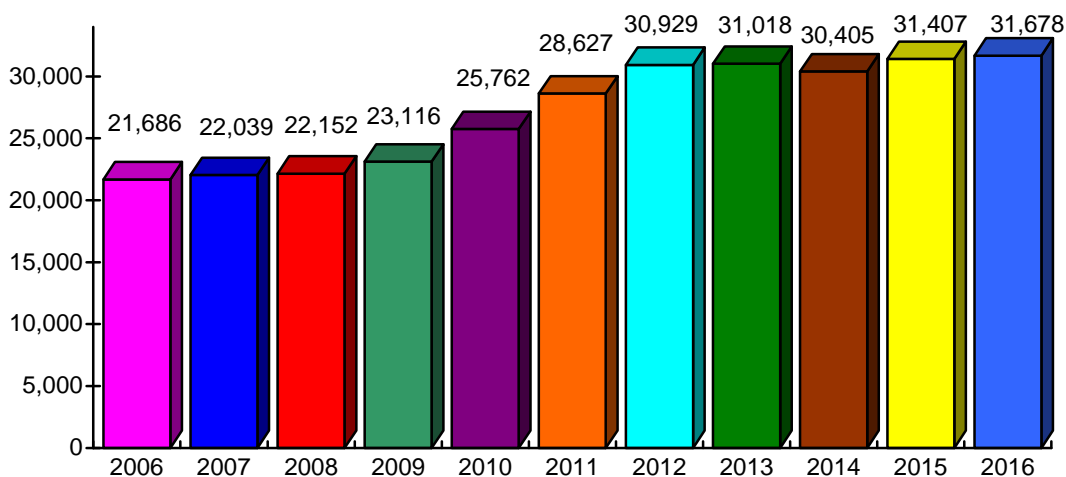


検査率＝個別検査隻数/個別入域船舶数 (%)

個別検査隻数：同一船を 2 回以上検査しても 1 隻

個別入域船舶数：同一船が 2 回以上入域しても 1 隻

## 検査件数



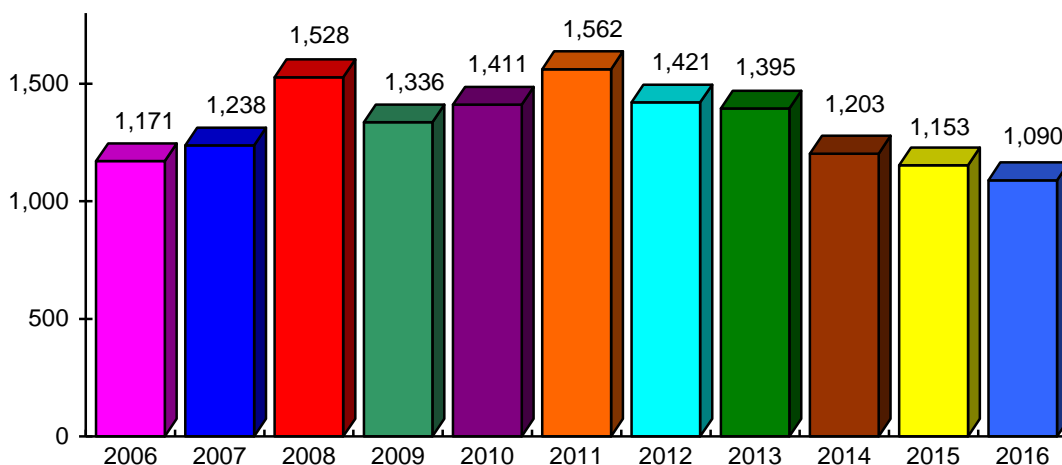
検査件数：1 隻の船舶を 2 回検査した場合は 2 件とカウントする。

(解説)

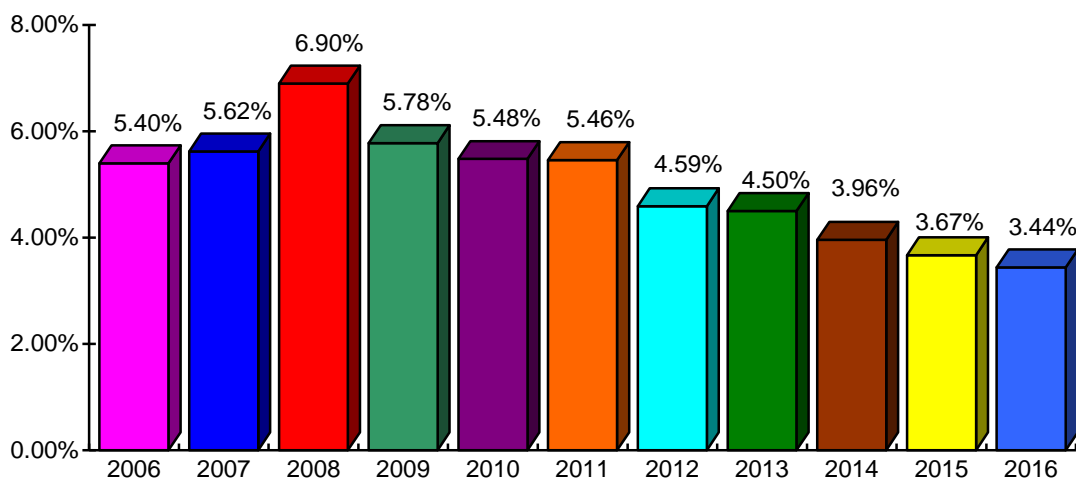
入域船舶数は前年に比べ 0.6%増加 (2015 年 24,632 隻→2016 年 24,783 隻) したが、個別船検査隻数も 1.4%増加 (2015 年 17,269 隻→2016 年 17,503 隻) し、検査率は 2015 年 70%から 2016 年 71%に若干増加した。また、検査件数は 0.9%増加 (2015 年 31,407 件→2016 年 31,678 件) した。2014 年 1 月 1 日から新検査制度 (船舶を高・中・低の 3 リスクに分類し、リスクに応じた検査インターバルを設定する。) を導入したことにより各国の検査件数は基本的にほぼ横ばいの傾向にあるが、加盟国の増加 (2015 年 10 月ペルー加盟) により全体の検査件数は若干増加した。



航行停止処分件数



航行停止処分率



(解説)

航行停止処分件数及び航行停止処分率は、前年に比べ減少した。航行停止処分件数について、中国及び香港では 20 件以上減少し、韓国及びマレーシアでは 10 件以上減少した。一方、パリ MOU の航行停止処分率は前年に比べ増加（2015 年 3.33%→2016 年 3.79%）した。新検査制度により高リスク船舶の検査が増えたためと考えられ、東京 MOU でも今後同様な傾向になると思われる。

2016年旗国格付

ブラックーグレイーホワイトリスト

Flag	Inspections 2014-2016	Detentions 2014-2016	Black to Grey Limit	Grey to White Limit	Excess Factor
<b>BLACK LIST</b>					
Mongolia	383	64	36		3.23
Sierra Leone	815	128	70		3.22
Cambodia	3,086	417	240		2.84
Tanzania	137	24	15		2.84
Indonesia	583	85	51		2.75
Togo	393	54	36		2.34
Niue	129	20	14		2.22
Korea, Democratic People's Republic	724	88	62		2.08
Micronesia	302	37	29		1.78
Palau	76	11	9		1.52
<b>GREY LIST</b>					
Cook Islands	94	10	11	2	0.87
Dominica	35	4	5	0	0.76
Jamaica	94	8	11	2	0.66
Saint Kitts and Nevis	85	7	10	2	0.62
Kiribati	613	44	54	32	0.55
Barbados	44	3	6	0	0.49
Bangladesh	164	11	17	6	0.46
Vanuatu	311	21	30	14	0.45
Iran	137	9	15	4	0.45
Belize	1,741	118	140	104	0.39
Croatia	69	3	9	1	0.27
Sweden	64	2	8	1	0.18
India	241	12	24	10	0.15
Saudi Arabia	119	4	13	3	0.07
Philippines	610	33	54	32	0.05
Curacao	64	1	8	1	0.05
Kuwait	65	1	8	1	0.04
Switzerland	108	3	12	3	0.03
Turkey	149	5	16	5	0.02
Taiwan, China	327	15	31	15	0.01

<b>Flag</b>	<b>Inspections 2014-2016</b>	<b>Detentions 2014-2016</b>	<b>Black to Grey Limit</b>	<b>Grey to White Limit</b>	<b>Excess Factor</b>
<b>WHITE LIST</b>					
Gibraltar (UK)	219	8		9	-0.12
Russian Federation	838	42		46	-0.18
Italy	326	13		15	-0.22
Antigua and Barbuda	1,398	69		82	-0.33
Luxembourg	114	2		3	-0.42
France	118	2		3	-0.48
Thailand	827	34		45	-0.51
Cyprus	1,521	62		90	-0.66
Germany	412	12		20	-0.75
Greece	1,070	39		61	-0.75
Malta	2,781	113		172	-0.75
Belgium	79	0		1	-0.86
Isle of Man (UK)	604	18		31	-0.86
Bermuda (UK)	223	4		9	-0.92
Tuvalu	321	7		14	-0.94
Viet Nam	2,197	76		134	-0.94
Portugal	331	7		15	-0.98
Malaysia	670	18		36	-1.00
Liberia	7,008	249		455	-1.02
Panama	25,664	920		1,729	-1.07
Saint Vincent and the Grenadines	294	5		13	-1.12
United States of America	144	1		5	-1.16
United Kingdom (UK)	543	10		28	-1.29
Cayman Islands (UK)	307	4		14	-1.33
Bahamas	2,158	50		131	-1.36
Marshall Islands	6,283	156		406	-1.39
Netherlands	339	4		16	-1.43
Denmark	497	7		25	-1.46
Norway	707	10		38	-1.54
Japan	605	8		32	-1.55
Hong Kong, China	9,280	99		609	-1.91
Singapore	6,667	63		432	-1.95
Korea, Republic of	4,381	33		278	-2.00
China	2,361	7		144	-2.54

参考：2016年パリ MOU 旗国格付

Rank 2016	Flag	Nbinsp	NbDet	Limit B<>G	Limit G<>W	Excess Factor	WGB	RISK
1	Cayman Islands, UK	393	1	36	19	-1,9057	White	
2	France	266	0	26	11	-1,9055	White	
3	Denmark	1201	9	99	69	-1,8964	White	
4	Netherlands	3102	35	241	193	-1,8386	White	
5	Bahamas	2291	26	181	140	-1,8131	White	
6	Norway	1450	17	118	85	-1,7535	White	
7	Hong Kong, China	1922	25	153	116	-1,7346	White	
8	United Kingdom	1262	15	104	73	-1,7302	White	
9	Marshall Islands	3703	54	285	233	-1,7296	White	
10	Italy	1164	14	96	67	-1,7138	White	
11	Singapore	1814	25	145	109	-1,6993	White	
12	Isle of Man, UK	745	8	64	40	-1,6938	White	
13	Sweden	331	2	31	15	-1,6922	White	
14	Belgium	219	1	22	9	-1,5897	White	
15	Germany	629	8	55	33	-1,5759	White	
16	Ireland	124	0	14	4	-1,4457	White	
17	Greece	916	17	77	51	-1,4138	White	
18	Finland	407	6	37	20	-1,3637	White	
19	Cyprus	1965	47	157	118	-1,3238	White	
20	Luxembourg	213	2	22	8	-1,3229	White	
21	Bermuda, UK	241	3	24	10	-1,2383	White	
22	Gibraltar, UK	770	17	66	42	-1,2329	White	
23	Malta	4582	132	350	292	-1,2285	White	
24	Liberia	4163	124	319	264	-1,1851	White	
25	China	207	3	21	8	-1,0362	White	
26	Latvia	85	0	10	2	-0,9565	White	
27	Philippines	151	2	16	5	-0,8737	White	
28	Estonia	79	0	10	1	-0,8637	White	
29	Barbados	325	8	31	15	-0,8360	White	
30	Portugal	582	18	51	30	-0,8017	White	
31	Antigua and Barbuda	3157	128	245	197	-0,7722	White	
32	Faroe Islands, DK	256	6	25	11	-0,7684	White	
33	Saudi Arabia	73	0	9	1	-0,7539	White	
34	Kazakhstan	72	0	9	1	-0,7337	White	
35	Japan	94	1	11	2	-0,5387	White	
36	United States of America	194	5	20	7	-0,5005	White	
37	Panama	6072	307	458	392	-0,4860	White	
38	Iran, Islamic Republic of	90	1	11	2	-0,4606	White	
39	Russian Federation	1257	60	103	73	-0,3681	White	
40	Croatia	107	2	12	3	-0,2944	White	
41	Spain	173	5	18	6	-0,2787	White	
42	Turkey	1237	65	102	71	-0,1879	White	
43	Korea, Republic of	90	2	11	2	0,0203	Grey	
44	Poland	123	4	14	3	0,0529	Grey	
45	Kuwait	36	0	6	0	0,0825	Grey	
46	Lithuania	135	5	15	4	0,0862	Grey	
47	Switzerland	126	6	14	4	0,2294	Grey	
48	Libya	33	1	5	0	0,2750	Grey	
49	Morocco	43	2	6	0	0,3447	Grey	
50	Algeria	74	4	9	1	0,3565	Grey	
51	Thailand	72	4	9	1	0,3720	Grey	
52	India	71	4	9	1	0,3798	Grey	
53	Azerbaijan	31	2	5	0	0,4700	Grey	
54	Egypt	52	4	7	0	0,5510	Grey	
55	Bulgaria	38	3	6	0	0,5551	Grey	
56	Curacao	148	11	16	5	0,5571	Grey	
57	Albania	68	6	9	1	0,6565	Grey	
58	Saint Vincent and the Grenadine	647	50	56	34	0,7107	Grey	
59	Tunisia	41	5	6	0	0,8341	Grey	
60	Lebanon	74	8	9	1	0,8430	Grey	
61	Ukraine	129	14	14	4	0,9718	Grey	
62	Cook Islands	402	38	37	19	1,0698	Black	Medium Risk
63	Belize	486	45	44	24	1,0757	Black	Medium Risk
64	Vanuatu	277	31	27	12	1,4324	Black	Medium Risk
65	Saint Kitts and Nevis	299	34	29	13	1,5185	Black	Medium Risk
66	Cambodia	293	36	28	13	1,7764	Black	Medium Risk
67	Sierra Leone	259	39	25	11	2,5335	Black	Medium to High
68	Comoros	225	37	23	9	2,8629	Black	Medium to High
69	Palau	122	23	14	3	3,1258	Black	High Risk
70	Moldova, Republic of	513	83	46	26	3,1986	Black	High Risk
71	Tanzania United Rep.	210	39	21	8	3,4533	Black	High Risk
72	Togo	399	70	37	19	3,5075	Black	High Risk
73	Congo, Republic of the	85	23	10	2	5,1389	Black	Very High Risk

(解説)

- 1) ブラックリストについて、東京 MOU ではミクロネシア及びパラウ、パリ MOU ではコンゴ共和国、パラウ及びバヌアツが新たに掲載された。継続的にブラックリストに入っているカンボジアが昨年半ばに便宜置籍船の登録を停止した。この影響で、2016 年東京 MOU でのカンボジア籍船の検査件数は前年比 65% 減少した。一方、2016 年東京 MOU ではミクロネシアの検査件数が突如増加 (2015 年 0 件→2016 年 302 件) した。
- 2) 2017 年 2 月、ミクロネシア政府から「同国は便宜置籍を認めておらず、同国の船籍は偽造である。」との通知を受けた。このため、加盟各国に注意喚起をしたところ、2017 年 3 月のミクロネシア籍船の検査件数は 1 件のみとなった。
- 3) パリ及び東京 MOU とも、ホワイトリスト掲載国の数がブラックリスト掲載国の数に比し圧倒的に多くなっている。この要因は、現在の評価方法が 1990 年代後半に定められ、現在よりも高い当時の航行停止処分率 (9%台) を基準としているためである。このため、現在の航行停止処分率 (3%台) などを考慮した評価方法の見直しを検討している。

2016年東京 MOU 政府代行機関格付

Recognized organization (RO)	No. of overall inspections 2014-2016	No. of RO responsible detentions 2014-2016	Low/medium Limit	Medium/high Limit	Excess factor	Performance level
Polski Rejestr Statkow	79	1	4	0	0.39	Medium
SingClass International Pte Ltd	249	4	9	1	0.38	
Sing-Lloyd	422	7	14	3	0.36	
Dromon Bureau of Shipping	90	1	4	0	0.35	
Ship Classification Malaysia	91	1	5	0	0.35	
Croatian Register of Shipping	105	1	5	0	0.31	
Panama Shipping Registrar Inc.	242	3	9	1	0.27	
Cosmos Marine Bureau	129	1	6	0	0.25	
Universal Maritime Bureau	956	13	27	11	0.10	
International Ship Classification	831	9	24	9	-0.08	
International Register of Shipping	571	5	17	5	-0.10	
Union Bureau of Shipping	2,446	35	61	37	-0.10	
Global Marine Bureau	576	5	18	5	-0.12	
Korea Classification Society	802	7	23	9	-0.33	
Biro Klasifikasi Indonesia	326	1	11	2	-0.42	
Panama Register Corporation	227	0	9	1	-0.45	
Indian Register of Shipping	277	0	10	1	-0.73	
Panama Maritime Documentation Services	1,226	8	33	16	-0.80	
Overseas Marine Certification Services	1,386	8	37	19	-0.94	
Isthmus Bureau of Shipping	1,601	9	42	22	-1.00	
CR Classification Society	850	3	24	10	-1.06	
Intermaritime Certification Services, S.A.	1,673	7	43	24	-1.25	
Russian Maritime Register of Shipping	1,266	2	34	17	-1.63	
Vietnam Register	2,287	5	57	34	-1.63	
Bureau Veritas	10,544	21	235	187	-1.76	
Nippon Kaiji Kyokai	31,230	39	666	583	-1.86	
American Bureau of Shipping	10,396	10	232	184	-1.88	
DNV GL AS	26,399	19	566	490	-1.92	
Lloyd's Register	13,605	7	299	245	-1.94	
Korean Register of Shipping	9,333	3	209	164	-1.95	
RINA Services S.p.A.	2,671	0	66	41	-1.97	
China Classification Society	7,880	1	179	137	-1.98	

参考：2016年パリ MOU 政府代行機関格付

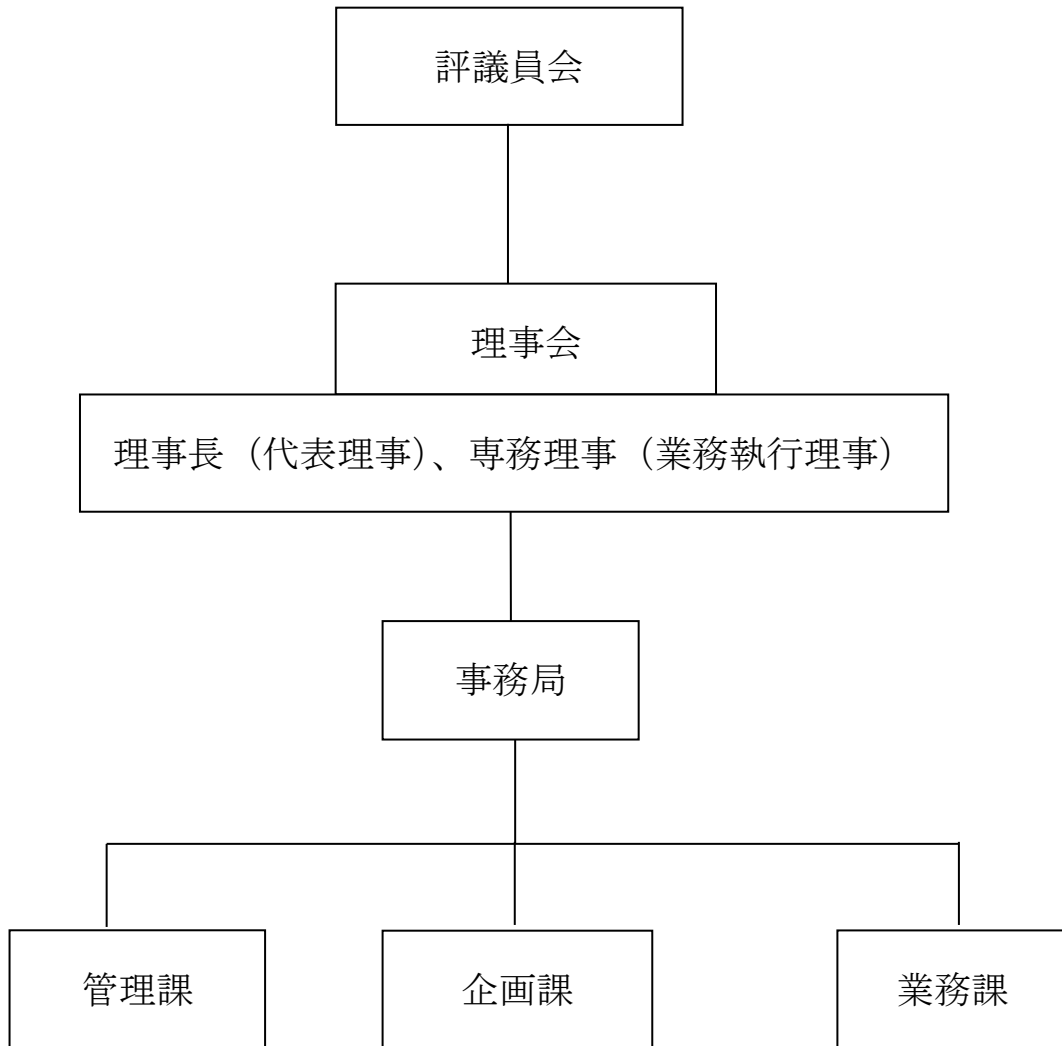
RO	RO abrev	Inspections	Detentions	Low/ medium limit	Medium/ high limit	Excess Factor	Performanc e level
Lloyd's Register	LR	12496	4	276	224	-1,96	High
American Bureau of Shipping	ABS	5699	2	132	96	-1,94	High
DNV GL AS	DNVGL	11595	10	257	207	-1,89	High
Korean Register of Shipping	KRS	1091	1	30	14	-1,73	High
Bureau Veritas	BV	11440	26	254	204	-1,73	High
Registro Italiano Navale	RINA	3738	10	89	60	-1,62	High
China Classification Society	CCS	818	1	23	9	-1,57	High
Nippon Kaiji Kyokai	NKK	7962	28	180	138	-1,56	High
Turkish Lloyd	TL	590	1	18	6	-1,22	High
Russian Maritime Register of Shipping	RMRS	3366	25	81	53	-0,96	High
International Naval Surveys Bureau	INSB	587	6	18	6	0,03	Medium
Polski Rejestr Statkow (Polish Register of Shipping)	PRS	453	4	14	4	0,03	Medium
Croatian Register of Shipping	CRS	146	0	6	0	0,06	Medium
Indian Register of Shipping	IRS	79	0	4	0	0,19	Medium
Phoenix Register of Shipping	PHRS	239	3	9	1	0,28	Medium
Other	OTHER	336	5	11	2	0,32	Medium
Macosnar Corporation	MC	80	1	4	0	0,38	Medium
Maritime Lloyd - Georgia	ML	133	2	6	0	0,40	Medium
Register of Shipping (Albania)	RSA	67	1	4	0	0,43	Medium
Intermaritime Certification Services, ICS Class	ICS	117	2	5	0	0,44	Medium
Panama Maritime Documentation Services	PMDS	117	2	5	0	0,44	Medium
Universal Shipping Bureau Inc.	USB	63	1	4	0	0,44	Medium
Dromon Bureau of Shipping	DBS	480	9	15	4	0,45	Medium
Isthmus Bureau of Shipping, S.A.	IBS	149	3	6	0	0,50	Medium
Panama Register Corporation	PRC	94	2	5	0	0,52	Medium
Overseas Marine Certification Services	OMCS	79	2	4	0	0,58	Medium
Maritime Bureau of Shipping	MBS	108	3	5	0	0,65	Medium
Bulgarian Register of Shipping	BRS	265	9	10	1	0,94	Medium
Venezuelan Register of Shipping	VRS	187	7	7	0	0,95	Medium
Columbus American Register	COLAMREG	77	4	4	0	0,99	Medium
National Shipping Adjuster Inc.	NASHA	129	7	6	0	1,70	Low
Shipping Register of Ukraine	SRU	560	22	17	5	1,71	Low
International Register of Shipping	IS	322	15	11	2	1,95	Low

(解説)

- 1) 東京 MOU では Low が無く、パリ MOU でも Low が 3 機関となっている。このため、評価手法について見直しを検討している。

組織図

平成 29 年 3 月 31 日現在





#### <附属明細書の作成について>

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成していません。